

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等を受けた 基本的対処方針の着実な実施のお願いについて

先日の新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が次のように決定されました（別添資料1、2）。

これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（資料3）が変更されましたので、お知らせいたします。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、会員企業・団体への周知にもご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

○緊急事態措置を実施すべき区域・期間

区域	緊急事態措置を実施すべき期間
東京都、京都府、大阪府、兵庫県	令和3年4月25日～5月31日まで
愛知県、福岡県	令和3年5月12日～5月31日まで
北海道、岡山県、広島県	令和3年5月16日～5月31日まで
沖縄県	令和3年5月23日～6月20日まで

※沖縄県は、令和3年5月22日までまん延防止等重点措置

○まん延防止等重点措置を実施すべき区域・期間

区域	まん延防止等重点措置を実施すべき期間
埼玉県、千葉県、神奈川県	令和3年4月20日～5月31日まで
岐阜県、三重	令和3年5月9日～5月31日まで
群馬県、石川県、熊本県	令和3年5月16日～6月13日まで

※愛媛県は、令和3年5月22日でまん延防止等重点措置解除

この基本的対処方針の変更を踏まえ、新型インフルエンザ特別措置法に基づく適切な感染予防策等がなされるよう催物の開催制限、施設の使用制限等の留意事項について、資料4をご参照いただき感染予防策の着実な実施をお願いいたします。

直近の感染状況については、多くの地域で病床が厳しい状況にあり、重症者や死亡者の増加が継続している状況にあります。また、インドで最初に確認された変異株は従来株より感染しやすいといった可能性も指摘されております。

引き続き、人と人との接触を減らすための徹底した対策を講じていくことが必要であり、平日日中の人流を抑制するためには、テレワーク等により出勤回避の取組を徹底することが重要となります。

特に緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の更なる徹底により、出勤者数の7割削減にご協力よろしくをお願いいたします。

なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域についても、テレワーク、時差出勤、自転車

通勤等、人との接触を低減する取組に引き続きご協力よろしくお願いいたします。

テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、以下のとおり関連するHPを御紹介します。

今後、テレワークの推進を考えていらっしゃる企業の皆様におかれましては、ぜひ御参照いただき、出勤回避の取組に役立てていただければ幸いです。

○IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

○IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

○国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合のされない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

<資料>

1：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（別添）

2：新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（別添）

3：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月21日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210521.pdf

4：事務連絡：沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210521.pdf

参考資料

①令和3年5月14日付け事務連絡：「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_hosoku_20210514.pdf

②令和3年5月14日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210514.pdf

③令和3年5月7日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 5 月 2 1 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 5 月 23 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、同年 5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日、沖縄県については、同月 23 日）から 6 月 20 日（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、5 月 31 日）までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 5 月 2 1 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 5 月 23 日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 6 月 13 日までとする。(2) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 31 日までとする。
- ・岐阜県及び三重県については、令和 3 年 5 月 9 日から 5 月 31 日までとする。
- ・群馬県、石川県及び熊本県については、令和 3 年 5 月 16 日から 6 月 13 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。